

(二) 佐牙神社の銘文資料から

竹中 友里代

平成二六年十月十二日佐牙神社祭礼で、三山木の山本地区にある同神社お旅所で行われる百味の御食の祭礼を見学した。この祭礼については、井上頼寿『京都古習志』、小泉芳孝氏の『稻作民俗の源流』や『京都民俗』で詳細に報告されている。当日拝見した木箱は、先の報告等に掲載されない新出の資料である。この銘文は四「佐牙神社祭礼用木箱等銘文(山本村)」(二五二頁)に記録した。

木箱①の蓋表には「盛相・引盃」と大きく墨書されている。盛相とは、物相とも書き表し、社寺に供える飯を盛って型に抜く器で、ふつう円筒形の曲げ物のことである。饗応や茶事の膳で客人ひとりひとりに配る盃が引盃である。蓋裏にあるように、他家からの養子や婚姻などの家督相続で、村内に披露のための酒飯を振舞う席で使用する物相と盃を収納した木箱であることがわかる。

蓋裏の書き込みから振舞の仕方をみていくこととする。昼飯後におそらく宮座の座員十八人を招き、三合五尺の赤飯を物相でかたどり、紙を敷いて出す。酒肴は、三献まであり、初献は、四ツ目の小さな盃で一献、肴は、醤油で味付けした牛蒡のしたし物である。二献目は、三ツ目盃で、肴は、かますを二切れとなますで、三献目は、汁椀に蛸とかまぼこを二

切れずつを肴に出す。

次に夕飯後には村中の男を招待して、酒肴を振舞うが、先程の十八人を招待した時よりは、手軽にする。

婚礼の時に限っては、この後四ツ時(夜十時頃)に村中の女を招待して、二合入りの赤飯の物相飯と子供には一合の赤飯の物相飯を用意し、酒肴も同様に三献まで振舞う。婚礼振舞には、子供連れにも物相飯を用意し、新婦が村の女社会に入ることを考慮していることが興味深い。

この振舞は家の大小にかかわらずなく行われ、中分以上の家は、持ち高一石に付銀五分を出すことになっている。

こうした取り決めは、文政十二年(一八二九)十一月に宮座の一臈(圀治老太夫)・役人・中老の名で定められ、山本村の構成員として認知してもらうために、この振舞で使用する物相五組と二十人前の引盃は村で共有する道具として保管されていた。

箱の蓋・側面に「七」と番付された貼紙に「八幡宮鈴・大鈴一・小鈴一」とあり、後に別の物を入れる収納箱として転用され、現在は、神棚に供える櫛立一对に土器や盃などが収納されている。

つぎに②の装束箱は、明治三四年に新調したものであろう。箱に収納物が書き上げられ、当時どのようなものが入っていたか見てみよう。

「練立精好黄袍正服」の練立精好とは、絹糸のなかで生糸

(原糸)に対して、化学処理してセリシンを除去し光沢ある練糸を使って、経に細い糸、緯に太い糸を使って精密に織った平織の生地である。この張りのある生地で作った袴が、いわゆる袴という上衣で、神主が祭事に着用する正装の装束である。

「袖紅生羽二重」は、斎服の袖口から赤色の布を見せ、肌触りの良い羽二重の生地が袖口部分に使用され、身は紅晒の単衣の下着である。

次の「表地暑寒平裏キヤリコ差抜」は、表地が暑寒平（しよかんひら）という袴地の一種で、経糸に絹糸、緯糸に麻糸を用いて織り上げた四季何れでも用いることができる。裏地はキヤリコ（薄くて光沢のある白木綿）を用いている。差抜（指貫）は、長大な袴の裾口に紐を通して内に折り上げ袋状にし、足首で括る、ゆったりとした袴で、斎服の下に着用する。

また神主が儀礼時に威儀を正す「笏」も備えていた。

「朱棲折袋共本式仕立傘」は、朱色で貴人に差しかける傘で、人を傷つけないように骨の先を内側に折り曲げ、野立て傘としても用いられるものである。

「紅本金欄（但肩掛仕立四ツ房付）祝詞袋」は、祭礼の当日に読み上げられる祝詞を入れる袋である。赤色の本金欄の華やかなもので、肩から掛けられるように房飾りのある紐を通していた。他に河内木綿で仕立てられた白丁の上下の衣服に烏帽子が入

っていた。

調査した祭礼当日の神主の装束は、狩衣に神宮用袴で、箱内に収められていた装束より略式で活動しやすいものになっている。明治期、当神社の神主は、現在より礼装の装束で祭儀を行っていたことは興味深い。

以上箱の墨書の文字情報を簡易にまとめたものである。